

第9回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和2年2月27日(木)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時55分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣 利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 1名
 - 14番 森 和裕
- 6 議事録署名委員
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
- 7 議 事
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
 - (4) 報告第4号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (5) 報告第5号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (6) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (7) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (9) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (10) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (11) 議案第6号 農地法第5条の許可に係る事業計画の変更申請に対する承認について
 - (12) 議案第7号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (13) 議案第8号 農用地買入協議要請の決定について

8 傍聴人 なし

9 事務局出席委員

事務局長 河本 伸一

農地係主任 森 慎太郎

農地係専門員 木原 一広

農地係長 森田 公樹

農地係主任 水野 晴基

農地係主任補 堀田 泰蔵

事務局 議長	ご起立願います。礼
議長	ただいまより、第9回帯広市農業委員会を開催いたします。
中谷 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは、議事に入ります。
	はじめに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、諸般の報告をさせていただきます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は25名です。14番 森委員につきましては、欠席の申し出を受けております。
	本日の議事につきましては、報告5件、議案8件、その他1件です。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、19番 濱野委員、20番 石崎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(森田係長)	農業委員会の主要事務の処理概要および活動等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要及び活動の朗読・説明)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。
	1月分の調査結果について、濱野 調査委員長より報告をお願いします。
濱野調査委員長	1月24日の調査ですが、報告第2号1.現況証明の附番49から51の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。2.農地法第4条の転用に係る完了の確認についてですが、附番8の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。3.農地法第5条の転用に係る完了の確認についてですが、附番11から12の2件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。
	以上で、1月分の報告を終わります。

議	長	ありがとうございました。
(委 員)		以上、調査委員長からの報告について、ご質問等ございませんか。
議	長	(なし)
		特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
		次に、報告第3号「市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について」、事務局より説明願います。
事務局(森田係長)		農地法第5条第1項第6号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり受理したので、次のとおり報告します。
		(報告第3号、附番10から11までの市街化区域内の農地転用2件について朗読・説明)
		いずれも資材置場の建設を目的とした、市街化区域内での転用届でございます。
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。
		次に、報告第4号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。
事務局(森田係長)		帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。
		(報告第4号、附番6から7までのあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買の成立2件について朗読・説明)
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。
		次に、報告第5号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」、事務局より説明願います。
事務局(森田係長)		帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。
		(報告第5号、附番9の1件について、調整委員指名の専決処分および調整結果を朗読)
		附番9は経営規模の縮小に伴うものです。なお、調整の結果は不調となっております。
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、報告第5号はこれで終わります。
		以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(森田係長)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番39から43までの5件の合意解約について朗読。説明)

以上附番39から43までの5件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第2号、附番42から48までの経営移譲に伴う使用貸借権の設定1件、売買(相対)による所有権の移転2件、売買(あっせん)による所有権の移転2件、相対による賃借権の設定2件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上、附番42から48までの7件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

議長

それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番44および45については小倉委員、野原委員、合歓垣委員が関係していますので、ここで一時退席していただきます。

【小倉委員、野原委員、合歓垣委員退席】

議長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番45について、兒玉委員よりお願いいたします。

兒玉委員

附番45について、意見を申し上げます。受け人である法人は、地域で営農を行っている認定農業者です。今回は農地の新規取得となりますが、法人の作業には地域の農家があたっており、その農家の農地利用についても支障が生じるような営農はないことから全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

なお、附番44につきましては、報告第4号 附番6のあっせんによる売買の案件となっております。

議 長	<p>ありがとうございました。それでは附番 4 4 および 4 5 について審議を行います。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>【小倉委員、野原委員、合歓垣委員着席】</p>
議 長	<p>引き続き、附番 4 4 および 4 5 を除く 5 件についての審議を行います。</p> <p>附番 4 3 についての意見を、兒玉委員よりお願いいたします。</p>
兒 玉 委 員	<p>附番 4 3 について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番 4 6 について、濱野委員よりお願いいたします。</p>
濱 野 委 員	<p>附番 4 6 について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番 4 7 について、荒川委員よりお願いいたします。</p>
荒 川 委 員	<p>附番 4 7 について、意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。これまでも周辺</p> <p>いないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第 3 号、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番 1 5 の農家住宅整備計画 1 件、および「2. 農地利用計画」附番 1 5 から 1 7 までの用途変更 3 件、「3. 農地転用計画」附番 1 5 から 1 6 までの通路の造成、農機具格納庫の建設に伴う農地転用 2 件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>

議長 それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」「2. 農地利用計画」「3. 農地転用計画」の附番15につきましては、野原委員が関係しておりますので、ここで一時退席させていただきます。

【野原委員退席】

議長 それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。
石崎委員よりお願いいたします。

石崎委員 それでは意見を申し上げます。農業就業者育成・確保施設整備計画附番15、農用地利用計画附番15及び農地転用計画附番15です。申請者は酪農家です。申請者の後継者は現在市街地に住んでおりますが、酪農業の効率を高め、緊急時にすぐに駆け付けることができるように農家住宅の建設を計画しております。
これにより申請者の住宅の通路が無くなることから、住宅の通路の造成を計画したものです。

また近年、ダンプやデントコーン運搬車等の大型化に対して現在の通路が狭く、車両が脱輪しながら出入りしていることから、作業に支障が生じている状況です。

そのうえ、住宅の通路と兼用している現状では、一般車両や作業車両との出入りが重なり西1線道路上で作業車が待機することもあるため、周辺の交通にも支障が出ております。このことから、農家住宅の建設に併せて通路の造成を計画したものです。

既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

【野原委員着席】

議長 引き続き、残りの案件について審議を行います。

「2. 農用地利用計画」「3. 農地転用計画」の附番16について、石川委員より意見をお願いいたします。

石川委員 それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番16及び農地転用計画附番16です。申請者は畑作農家です。昨年度に除稈用の新しい農機具を購入し、生産の向上に努めていますが、以前から他の農機具の一部を野外に置いていたこともあり、雨などで耐用年数が短くなることが懸念されることから、農機具格納庫の建設を計画したものです。

既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて「2. 農用地利用計画」の附番17について、石崎委員よりお願いいたします。</p>
石 崎 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番17です。申請地の現在の地目は宅地であり、用途はその他用地ですが、宅地の敷地内に農業用施設を建設することは可能であるため、今後とも農業用施設として有効活用するために、申請地の農地利用計画をその他用地から農業用施設用地に編入するものです。</p> <p>既設敷地内であるので、周辺農地や周辺環境に影響はないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、当該計画の変更について 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、附番7の通路の造成のための農地転用1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。</p>
議 長	<p>それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、本件は、野原委員が関係しておりますので、ここで一時退席していただきます。</p> <p>【野原委員退席】</p>
議 長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>石崎委員よりお願いいたします。</p>
石 崎 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。附番7ですが、議案第3号農業就業者育成・確保施設整備計画附番15、農用地利用計画附番15 及び 農地転用計画附番15で説明したとおり、申請地を通路に転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>【野原委員着席】</p> <p>次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>

事務局(堀田主任補)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第5号、附番9から11までの農機具格納庫建設のための農地転用に係る使用貸借権の設定1件、砂利採取のための一時転用に係る使用貸借権の設定2件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。また、附番10および11につきましては、転用面積が30aを超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問が必要となります。

議長

それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。附番9について、石川委員よりお願いいたします。

石川委員

それでは意見を申し上げます。附番9ですが、議案第3号農用地利用計画附番16及び農地転用計画附番16で説明したとおり、申請地を農機具格納庫に転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。

続いて附番10について、山崎委員よりお願いいたします。

山崎委員

それでは附番10について意見を申し上げます。申請地は作物の生産性が低く、土質も悪いため農耕に支障をきたしていることから、砂利を採取し、採取跡地を表土にて埋め戻し整地することにより農耕適地にするものです。この農地を一時転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。

続いて附番11について、兒玉委員よりお願いいたします。

兒玉委員

それでは意見を申し上げます。附番11です。申請地は起伏があり、砂利層もあるため農耕に支障をきたしていることから、砂利を採取し、採取跡地に土を搬入し埋め戻し整地することにより農耕適地にするものです。

この農地を一時転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと承認いたしました。

なお、転用面積が30aを超えている案件につきましては、許可相当として北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。

次に議案第6号「農地法第5条の許可に係る事業計画の変更申請に対する承認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補)	<p>(議案第6号、附番2の工事未実施建築物の工期延長に伴う計画変更1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、北海道農地法関係事務処理要領の定めに基づく、農地転用事業計画変更の承認に必要な要件をすべて満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>それでは議案第6号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番2について、松金委員よりお願いいたします。</p>
松金委員	<p>それでは意見を申し上げます。附番2です。本件に付随する「帯広市域の農業振興計画」は、前回の第8回総会において審議しております。また本件は、平成27年4月の第23回総会において、変更承認された案件です。しかし、経済状況の変化により、実施を見合わせたものです。</p> <p>計画地となっている中島地区では、産業廃棄物中間処理施設としてバイオガス発電プラントが建設され、原料となる野菜くずや搾りかす、乳製品の残さなどの農業系廃棄物を受け入れる施設として帯広地域の重要な役割を担っております。</p> <p>それに加えて、今回の計画にあります堆肥化施設や廃プラスチック処理施設を建設することは、農業系産業廃棄物の更なる受け入れが可能となり、地域農業の振興に寄与するものと考えております。また、焼却施設の増設についても、既存施設の拡張であり、帯広市のごみ処理にとって欠かせない施設であることから、本申請内容は適当であると考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり承認することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり承認することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第7号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第7号、一般分 附番75から96の賃借権の設定22件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
事務局(木原専門員)	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う利用権の移転(経営移譲) 附番2から3の2件、賃借権の設定附番9の1件、所有権の移転附番34の売渡1件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>

議	長	これより議案の審議を行います。本案件中、一般分 附番 87 につきましては、森委員が関係をしておりますので、委員の退席後に審議を行います。
		【森委員退席】
議	長	それでは、一般分 附番 87 についての審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
		【森委員着席】
議	長	引き続き残りの案件について審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
		次に、議案第 8 号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。
		議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(木原専門員)		農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。
		(議案第 8 号、附番 9 の 1 件について、調査書に基づき朗読・説明)
議	長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		続いてその他に入ります。
		次に「農地利用等の意向調査について」、事務局より説明願います。
事務局(水野主任)		(農地利用等の意向調査についての説明)
議	長	ただいまの説明に対するご質問等はございませんか。
吉田宏一委員		担当地区の人が調査票を提出した人がどうか、データはあるでしょうか。
		提出していない方へ、何かで集まった際に提出を促すことが出来ると考えます。
事務局(水野主任)		現在とりまとめている最中です。調査票に名前の記載欄を設けていますが、記載がない方もいらっしゃいますので、確認できる方を地区ごとにまとめて情報提供できればと考えております。
議	長	他に何かご質問はありますか。
(委 員)		(なし)

	特に無ければ、本件はこれで終わります。
	他に委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上でその他を終了いたします。
	次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事 務 局 (森 主 任)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。